

令和7年11月1日



坂出市民ホール

施設利用のご案内

SAKAIDE CIVIC HALL FACILITY GUIDE



坂出市民ホール

762-0001

香川県坂出市京町二丁目1番13号

TEL : 0877-45-1505 FAX : 0877-45-1506

URL : <https://city.salaide.lg.jp/soshiki/bunkashinkou/siminhall.html>



使用時間・休館日

■使用時間

9:00～22:00

上記の使用時間を、午前・午後・夜間・昼間・昼夜間・全日の6区分に分けてお貸しします。

- ・ 午 前： 9時から12時まで
- ・ 午 後：13時から17時まで
- ・ 夜 間：18時から22時まで
- ・ 昼 間： 9時から17時まで（午前＋午後、12時から13時までの1時間を含む）
- ・ 昼夜間：13時から22時まで（午後＋夜間、17時から18時までの1時間を含む）
- ・ 全 日： 9時から22時まで（午前＋午後＋夜間、12時から13時までと17時から18時までの各1時間を含む）

観客の入退場、会場設営と撤収、機材の搬入出に要する時間も使用時間に含まれます。催物を計画する場合、このことを十分考慮してください。

使用開始時間の前倒しや終了時間の延長も可能です。申込みの際にご相談ください。

17:15以降の使用がない日は、17:15で閉館します。

■休館日

毎週火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する祝日の場合は、その翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

ご利用方法

■使用区分について

催物の内容や入場料の金額により、使用区分が文化目的と営利目的に分類されます。

使用区分により、申込み受付期間や使用料金が異なります。

- ・ 文化目的：教育および文化振興を目的とし、かつ入場料その他の金額が200円未満のもの
- ・ 営利目的：文化目的で入場料その他の金額が200円以上のもの
営利または営業宣伝その他の目的で使用するもの（物販など）

■申込み受付期間

ホール使用の場合

使用日の12か月前の月の初日から使用日の前日

※ 事前登録団体は、使用日の13か月前の月の初日から使用日の前日まで申込みができます。

ホワイエ使用の場合

使用日の2か月前の月の初日から使用日の前日

■申込み場所と日時

申込みの受付は、市民ホール事務所でを行います。

聞き間違いや入れ違い、重複受付を防ぐために、口頭・ファックス・電子メールのみの使用申込みは受付しておりません。また使用希望日の仮申請や仮押さえは行っていないので、ご注意ください。

受付は原則として先着順ですが、毎月の受付開始日に限り、公平を期すために次の手順になります。

- (1) 8:30までに来館された方に、第一希望をお伺いします。
- (2) 申込みに重複がある場合には、まず当事者間で話し合いをしていただきます。

(3) 話し合いで解決に至らない場合には、市民ホール職員の立ち合いによる抽選を行います。

■申請書の提出

受付と同時に坂出市民ホール使用許可申請書（様式第 1 号）に記入し提出、または自宅などで記入した申請書を郵送で提出してください。申請書を介さない申込み（口頭や電話のみの申込みなど）は受付しておりません。記入の際には、次の事柄に注意してください。

- ・ 会場責任者の申請は必須事項です。
- ・ 連続して使用できるのは 5 日間です。6 日連続して使用する申請は原則として受付できません。
また連続使用の場合には、使用最終日より前の使用日の使用終了時間は 22 時になります。これは連続使用（1 日目リハーサル+2 日目本番など）の合間（夜間など）に別の使用者が別の催物の使用申請を行うことで双方の催物の実施に支障や混乱が生じることを防ぐための、運用上のルールになります。
- ・ 観客の入退場、会場設営と撤収、機材の搬入出に要する時間も使用時間に含まれます。催物を計画する場合、このことを十分考慮してください。

■請求書の発行とお支払い

申請書を審査のうえ、使用料金（会場使用料金）の請求書をお渡しします。ただし使用目的や内容が適当ではないと判断される場合には、申請書を受理できない場合があります。

- ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるとき
- ・ 施設の管理運営上、支障があると認めたとき
- ・ 暴力排除の趣旨に反すると認めたとき

使用料金（会場使用料金）は前納となっております。請求書を受領したら、速やかにお支払いください。

また使用料金（冷暖房使用料金と付属器具料金の合計金額）は、使用日の気温による冷暖房使用時間の長短や付属器具の数量など使用最終日にならないと確定しない要素を含んでいるため、使用最終日にご請求します。

使用料金のお支払いが使用申請時と使用最終日の 2 回あることに、ご注意ください。

■許可証の発行

使用料金のお支払い後、後日、坂出市民ホール使用許可証（様式第 2 号）をお渡しします。

ご使用当日に必ずご持参ください。

■使用の取消について

次の場合には、使用を取り消す場合があります。

- ・ 使用者の都合でキャンセルするとき（この場合には、使用取消・変更申請書（様式第 4 号）の提出が必要です）
- ・ 使用者が使用許可条件、条例、規則等に違反したとき
- ・ 災害等やむを得ない場合は使用を取り消す場合があります。

使用を取り消す場合には、原則として使用料は返金できません。ただし特別の事情のある場合には、使用料の全部または一部をお返す場合があります。

■事前打合せ

催物の運営について、事前に市民ホール職員との打合せを行います。照明設備や音響設備などの準備のため、少なくともご使用当日の 2 週間前までには、詳細な打ち合わせが必要です。進行台本やタイムスケジュールなど、催物の運営に必要な資料をご持参ください。

また催物で DVD 映像や CD 音楽などをご使用される場合には、映像機器との相性チェックや楽曲データの音量レベル調整などの準備作業が必要になりますので、打ち合わせの際にご使用される DVD や CD などをお持ちください。

■使用者および入場者の遵守事項

使用者は、次の事項をお守り頂くよう、お願い致します。

- ・ 催物当日は、常に会場責任者の所在を明らかにしてください。
- ・ 市民ホールの客席数 702 席を超える観客を入場させないでください。
- ・ 次の項目に該当する者の入場を拒絶し、または退場させてください。
 - 酩酊して他人に迷惑をかけるおそれのある者
 - 他人に危害を及ぼし、または他人に迷惑をかけるおそれのある物品もしくは動物などを携行する者
 - ※ 身体障害者補助犬法の定める盲導犬、介助犬、聴導犬はこれに該当しません。
 - その他、管理上支障があると認められる者
- ・ 入場者が市民ホールの設備や器具を破損または滅失しないようにしてください。
- ・ 施設内に張り紙等の掲示をする場合には、事前に市民ホール職員に申し出てください。クギ、両面テープ、紙製ガムテープは使用できません。
- ・ 火災および盗難予防を徹底してください。
- ・ 許可を受けていない器具を使用したり、舞台装置を操作しないでください。

■ 入場者の順守義務

入場者は、次の事項をお守りいただくよう、お願いします。

- ・ 市民ホール内を不潔にしないこと。
- ・ 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ・ 所定の場所以外に出入りしないこと。

■ 飲食と禁煙について

- ・ ホール内（舞台および客席）は飲食禁止です。ホワイエまたは楽屋をご利用ください。ただし講演会で講師が口を潤す水などはこれに該当しません。
- ・ 市民ホールは全館禁煙です。改正健康増進法の全面施行に伴い喫煙場所を廃止しておりますので、受動喫煙防止にご協力ください。

■ 1 階客席について

1 階客席は坂出市火災予防条例の範囲内でご自由にアレンジできます。また 1 階客席をすべて撤去して物販や展示会、進学相談会などの会場としてご使用いただくことも可能です。

この場合、次の坂出市火災予防条例の規定をお守りいただくよう、お願いします。

- ・ 前席の最後部と後席の最前部の間隔を 35cm 以上確保する。
- ・ 客席の最前部と最後部に幅 1m 以上の横通路を設置する。
- ・ 横に並べた椅子 8 席ごとに幅 80cm 以上の縦通路を設置する。
- ・ 縦通路と横通路は非常口に直結していること。

椅子を斜めに配列することについては、特に規定はありません。

■ 現状回復

施設の使用が終わったとき、または使用を取り消したときは、施設内を元の状態に復旧していただきます。

■ キッズコーナーについて

児童用室内遊具を設置しているホワイエ南側区画は、子育て世代の利便性の向上並びに地域社会への社会奉仕のため使用するキッズコーナーであり、貸館の対象外です。いかなる場合にも、児童用室内遊具の一部または全部の撤去は致しません。

■ 事前登録団体について

以下の条件を満たす個人及び団体が事前に登録されると、使用の申込みが一般の方より 1 か月早く受け付けるようになります。

- ・ 文化芸術的な活動を行う坂出市在住の個人、または坂出市に拠点を置く団体
- ・ 坂出市に拠点を置く公益法人認定法による公益認定を取得した団体

- ・ 宗教、政治、思想等を活動の目的とした団体ではないこと

条件を満たしている場合は、以下の書類を提出して登録申請を行ってください。

- (1) 事前登録団体申請書兼通知書（様式第 1 号）
- (2) 過去 3 年間の活動状況が分かる資料
- (3) 公益認定法人については、公益認定法人であることが分かる資料

休館日を除く 9:00 から 17:00 までの時間に随時受付を行います。催物実施日には対応が遅れる場合があります。また必要に応じて、職員が聞き取りや追加資料の提出を求めることがあります。

提出された登録申請について教育委員会で審査を行い、登録の可否を決定します。

■その他

- ・ 催物の館内表示に使用する張り紙やパンフレット、屋外掲示用の案内看板、その他事務用品などは使用者がご用意してください。
- ・ Wi-Fi 設備はありませんので、インターネット通信を伴う催物を行う場合には、使用者が持ち運び Wi-Fi ルーターなどの通信機器をお持ちください。
- ・ 舞台上の吊り看板（横看板）については、横 5m×縦 70cm と横 6m×縦 86cm の 2 種類の看板枠を無料でご使用いただけます。ご使用の際には、上下左右に 10cm ほどの巻き込み余白を設けた寸法の看板（紙またはクロス布など）をご用意ください。
- ・ 演劇やキッズダンスなどの舞台床面の滑り止めが必須である催物において、リノリウムマットをご使用いただけます。事前打合わせの際に、その旨をお伝えください。
- ・ 非接触式感知器 2 台、二酸化炭素濃度測定器 2 台、手指消毒用手動ポンプ 5 個は、すべて無料でご使用いただけます。
- ・ バリアフリー設備として、車椅子昇降機（油圧パンタグラフ式段差解消機・昇降高 87cm、積載量 184kg）と可搬式段差解消用スロープがご使用いただけます。ご使用の際には、市民ホール職員までお声かけください。

使用料金

■会場使用料金

（単位：円）

使用時間 区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
市民	平日	5,400	9,000	12,600	13,800	21,000	24,000
	土日祝日	6,600	10,800	15,000	16,200	24,000	28,800
その他	平日	14,000	23,400	32,700	35,800	54,600	62,400
	土日祝日	17,100	28,000	39,000	42,100	62,400	74,800
冷房		使用料金の 40%					
暖房		使用料金の 30%					

「国民の祝日に関する法律」に定める休日は、日曜日の取り扱いとします。

「市民」とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 坂出市内に居住し住民基本台帳に記載されている個人

- ・ 坂出市内に事務所を有する法人

会場使用料金は客席，舞台，ホワイエ，楽屋の金額をすべて含んだ料金です。ホワイエのみを使用する場合には，会場使用料金は所定の金額の 25% になります。

営利目的の場合には，会場使用料金が 1.5 倍の割増料金になります。ホワイエのみを使用する場合も同様です。準備・リハーサル等で使用する場合には，会場使用料金は所定の金額の半額になります。ただしホワイエのみを使用する場合には，半額にはなりません。

使用時間に 1 時間未満の端数を生じる場合には，端数が 30 分以上の場合に限り，1 時間の追加料金が必要です。これは開始時間を前倒しする場合も，終了時間を超過する場合も同様です。端数が 30 分未満の場合には，追加料金は不要です。

端数が生じる時間帯によって，追加料金が異なります。

- ・ 開館時間内の場合には，追加料金は所定の金額の 30%
- ・ 8:00～9:00 または 22:00～23:00 の場合には，追加料金は各 4,000 円

開館時間内において使用時間を 2 時間以上前倒し，または超過する場合には，会場使用時間の区分が変更になります。

(例) 午前 (9:00～12:00) の終了時間を 2 時間超過した場合 (実際に使用した時間が 9:00～14:00 であった場合) には，使用時間の区分が昼間 (9:00～17:00) に変更となり，午前料金と昼間料金の差額が追加料金となります。

準備・リハーサル等で 22:00 から翌日 6:00 までの時間帯を使用する場合には，1 時間につき 3,000 円の追加料金が必要です。

■ 冷暖房料金

冷房料金は会場使用料金の 40%，暖房料金は会場使用料金の 30% になります。

■ 付属器具料金

付属器具料金は，使用時間の区分をもって 1 回の使用とします。

ただしフルコンサートグランドピアノについては，午前・午後・夜間の使用区分ごとに各 5,000 円が必要になります。

舞台道具

名 称	単位	適用・仕様	金額
所作台	1 式		2,600
平台	1 枚		200
松羽目	1 式		1,300
竹羽目	1 式		1,300
市松	1 式		1,300
毛せん	1 枚		260
上敷	1 枚		70
金屏風	1 双		1,000
演台設備	1 式		400

指揮台	1 台		130
譜面台	1 台		50
折りたたみ椅子	1 脚		30
長机	1 脚		70
ピアノ	1 台	午前・午後・夜間の使用区分ごと	5,000
音響反射板	1 式		3,000

照明機器

名 称	単位	適用・仕様	金額
ボーダーライト	1 列	LED115W 6 灯 (1 ボーダー) LED115W 6 灯 (2 ボーダー)	800
シーリングライト	1 列	LED140W 12 灯	1,200
アッパーホリゾンライト	1 列	LED148W 6 灯	900
ロアーホリゾンライト	1 列	LED148W 6 灯	900
サスペンションライト	1 列	LED140W 16 灯 (1 サス) LED140W 16 灯 (2 サス)	750
ピンスポットライト	1 台	キセノン 1kW	1,600
各種効果器	1 台	ミラーボール	600
フロントサイド	1 式	LED140W 16 灯	800
スポットライト	1 台	LED140W	330

音響機器

名 称	単位	適用・仕様	金額
拡声装置	1 式		3,000
サブミキサー	1 台	24ch	800
CD プレーヤー	1 台		650
MD プレーヤー	1 台	録音・再生 (各 650 円)	650
カセットテーププレーヤー	1 台	録音・再生 (各 650 円)	650
レコードプレーヤー	1 台		650
有線マイク (コンデンサ)	1 本		400
〃 (ダイナミック)	1 本		130
ワイヤレスマイク	1CH		500
三点吊り装置	1 台	マイクは含まない	500

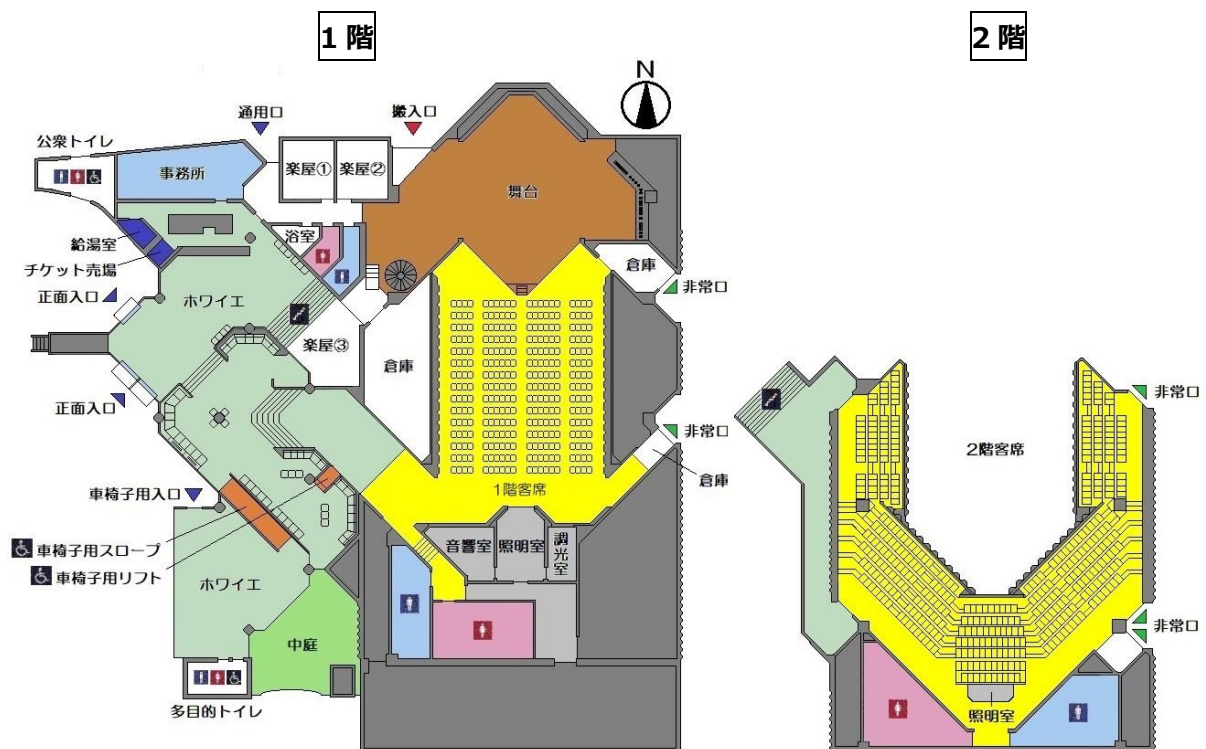
その他

名 称	単位	適用・仕様	金額
液晶プロジェクター	1 台		2,000
DVD プレーヤー	1 台		650
ブルーレイプレーヤー	1 台		650
ビデオデッキ	1 台		500
スクリーン (200 インチ)	1 式		700
スクリーン (フル)	1 式		1,000

ドライアイスマシン	1 台	ドライアイスは使用者が用意すること	600
スモークマシン	1 台		600
スモークオイル	1 本		5,000
コンセント	1 口		100

施設概要

名 称	坂出市民ホール
所 在 地	香川県坂出市京町二丁目 1 番 13 号
開館年月	昭和 49 年 11 月 1 日
総 工 費	470,814 千円
設 計	株式会社大高建築設計事務所
施 工	株式会社鴻池組
改修年月	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 24 日
改修設計	株式会社現代計画研究所
改修施工	株式会社香川建設, サカケン株式会社, 株式会社四電工, 株式会社フソウ
前庭整備	サカケン株式会社
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造, 2 階建 (一部 3 階)
面 積	建築面積 2,118 m ² 延床面積 2,328 m ²
収容人数	702 席 1 階移動椅子 300 席, 2 階固定椅子 402 席
舞 台	開口幅 8.7m, 開口高 6.3m, 天井高 (吊りバトンの飛びタツパ) 13.5m 音響反響板まで奥行き 8m, ロアーホリゾンライトまで奥行き 5m 緞帳前の三角部分の奥行き 3.5m



■お車でお越しの場合

坂出北 IC から約 4 分 (2.1km)

坂出 IC から約 6 分 (3.3km)

■鉄道でお越しの場合

JR 坂出駅北口から徒歩 5 分 (350m)



■駐車場について

坂出市営京町駐車場

坂出駅北口地下駐車場

坂出駅南口第 2 駐車場

または周辺の民間有料駐車場をご利用ください。

市民ホールの駐輪場の位置について

